マージン率等の公開情報

平成２４年１０月１日より施行された労働者派遣法改正法に基づきマージン率の公開が義務付けられました。
当社では、事業年度ごとの労働者派遣事業報告書に基づき、マージン率を公開します。

１．令和６年（第３４期）労働者派遣事業の実績とマージン率等

許可番号	派１４－３０１４８２
許可年月日	平成２９年７月１日
事業所名称	株式会社ウイングシステム
事業所所在地	〒230-0051　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-36-1　ナイス第2ビル　805号

派遣労働者数	派遣先事業所数	労働者派遣の料金 1日8時間当たりの平均	労働者派遣の賃金 1日8時間当たりの平均	マージン率
６名	４社	31,360円	20,857円	33.49%

※マージン率は、下記の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

２．労使協定の締結の有無

・労働者派遣法第３０条の４第１項の規定に基づく労使協定締結済
・労使協定の範囲　　：　派遣先で業務に従事する無期雇用従業員
・労使協定の有効期限　：　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

３．マージンに含まれる費用　※マージン=派遣料金の平均額　－　派遣労働者の賃金の平均額

マージンには、営業利益の他、下記のような経費が含まれております。
・法定福利費（事業主として負担すべき社会保険料および労働保険料）
・派遣労働者の年次有給休暇
・派遣労働者の健康診断費用
・派遣労働者の教育研修費用
・派遣労働者の募集採用活動費用
・派遣労働者の労務管理費用
・事務所賃借料、宣伝広告費、通信費等の諸費用　他

４．教育およびキャリアアップ訓練に関する事項

・個人情報保護遵守研修
・情報セキュリティ遵守研修
・ビジネスマナー研修
・ＯＡ機器の操作
・ＩＴ基礎研修
・入社３年目研修
・中堅社員研修

５．その他参考とみとめられる事項

・首都圏デジタル産業保健組合の福利厚生施設やその他のサービスが受けられます。
・城南ビジネスサポートサービス（JBS)の福利厚生施設やその他のサービスが受けられます。